市・県民税の税制が改正

間住民税について=市民税課☎7128-5390・所得税について=柏税務署☎7146-2321

平成28年度から個人住民税の特別徴収を徹底します

特別徴収とは、所得税の源泉徴収と同じように、事業主(給与支払者)が毎月従業員 等(納税義務者)に支払う給与から個人住民税を天引きし、従業員等に代わり市町村に 納入する制度です。個人住民税の特別徴収は、法律により義務付けられています。

●特別徴収の仕組み



特別徴収義務者に指定する対象者

所得税の源泉徴収義務がある事業主(給与支払者)

※例外として普通徴収(従業員等が納付書で納める方法)が認められる場合

●4月1日現在で給与の支払いを受けていないかた ●退職者または給与支払報告書を提出した年の、5月31日までに退職 予定のかた ●毎月の給与が少なく、個人住民税を特別徴収しきれないかた(個人 従業員等 住民税が非課税のかたを含む) 給与所得者 ●給与が毎月支払われていないかた ●他から支給されている給与から、個人住民税が特別徴収されている かた ●専従者給与を支給されているかた ●常時2人以下の家事使用人のみに対して、給与等の支払いをするかた 事業主 ●総受給者数2人以下の事業所(総受給者:他市町村を含む全従業員等 給与支払者 のうち、上記の給与所得者の要件に該当するかたを除く人数)

住宅ローン控除の適用を受けるかたへ

個人住民税からの住宅ローン控除は、所得税で住宅ローン控除の適用を受けていて、 「所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税において控除しきれなかった額」があ る場合に、居住開始年月日に応じて一定の金額を住民税の所得割から税額控除します。

- ●平成27年中に居住を開始し、初めて住宅ローン控除の適用を受けるかた▶柏税務 署で納税通知書が送達される時(給与からの特別徴収のかたは来年5月13日)、普 通徴収のかたは来年6月13日(引に発送予定)までに、所得税の確定申告が必要です ※納税通知書発送後に所得税の確定申告を行った場合、住民税からの住宅ローン控除 が適用されません
- ●居住開始2年目以降のかた▶給与所得者のかたは、年末調整で必要書類を勤務先に 提出し、住宅ローン控除の手続きをしてください▶退職して年末調整を受けることがで きないかたや、給与以外(不動産所得や譲渡所得など)の所得があるかた、医療費控除 や寄附金控除を受けるかたなど、所得税の確定申告が必要なかたは期限までに申告し てください

事業主の皆さんへ 年末調整等説明会



隔11月17日(火)午後1時30分~3時30分 所市民文化会館大ホール

対柏税務署の管内区域の給与支払者のかた 申当日、会場へ直接

他 ▶年末調整に必要な書類は会場で配布 ▶ 税務署 から別途送付する「出席票兼関係用紙請求書」を 事前に書いて持参を▶11月13日億午後1時30分 ~ 3時30分=あびこ市民プラザ、11月16日側 午後1時30分~3時30分=野田市役所でも実施

給与所得者 のかたへ

0~15歳に対する扶養控 除は廃止されましたが、個 人住民税の非課税限度額の 算定には扶養親族の人数が 用いられます。住民税の計 算で必要となりますので、 年末調整の時には必ず記入 してください。



ふるさと寄附金(ふるさと納税)の税額控除が改正されます

平成27年1月1日~12月31日に都道府県・市区町村(地方公共団体)に対して 寄附(ふるさと寄附金)をした場合、平成28年度から適用される個人住民税が改 正されます。

①特例控除額の算定方法の改正

平成27年分以後の所得税の最高税率が40%から45%に引き上げられたことに 伴い、平成28年度以後の寄附金税額控除に係る特例控除額の算定に用いる所得税 の限界税率が、課税所得金額4,000万円超の場合は45%になります。

②特例控除額の拡充(特例控除限度額の引き上げ)

基本控除に加算される特例控除額の上限が、個人住民税の所得割額(調整控除後 の所得割額)の10%から20%に拡充されます。

●税額控除額の求めかた(改正後)

別表のAとBの合計額がふるさと寄附金に係る個人住民税の税額控除となります。

■計算方法

種類	計算方法
A 基本控除	【寄附金額(総所得金額等の30%を限度)-2,000円】×10% (市
	民税6%、県民税4%)
B 特例控除	(寄附金額-2,000円)×【90% -(0 ~ 45% (所得税の限界税率)
	×1.021)】×特例控除割合(市民税5分の3、県民税5分の2)

③ふるさと納税ワンストップ特例制度の創設

確定申告の不要な給与所得者等が、自分の生まれ故郷や応援したい都道府県・ 市区町村に、ふるさと寄附金を寄附した場合、所得税の確定申告を行わなくても、 所得税・個人住民税の寄附金控除を受けられるようになりました。平成27年4月1 日以降の寄附から適用されます。

対次の全ての条件を満たすかた▶ふるさと寄附金の寄附金控除を受ける目的以外 で、所得税の確定申告や住民税の申告をする必要がないかた▶平成27年4月1日 以降にふるさと寄附金の寄附をした自治体の数が5団体以下であるかた

◎詳しくは問い合わせを

A S N E N E N S NO.058

「放射線対策ニュース」は毎月1日号に掲載します

■ 放射線測定器の貸し出しをご利用ください

間放射線量測定コールセンター☎7168-1037 沼南支所総務課☎7191-7314

各近隣センター(根戸・北部・柏ビレジを除く)

市では、放射線測定器の貸し出し(3日間)をしてい ます。ご利用の際は、事前に電話で空き状況の確認を お願いします。



放射線測定器

7376

公立・私立合計35園

■ 甲状腺超音波検査費用助成の申請をされたかたへ

間保健所総務企画課☎7167-1255

すでに受診券をお持ちのかたで検査予約をしていないかたは、早めの予 約をお願いします※冬休み、春休み期間中は混雑が予想されます

放射性物質の検査結果(9月12日~10月16日検査分 ■表記の説明

■市内の農産物 N 問農政課☎7167-1143 [北部]カボチャ、ジャガ芋、カボス、ユズ、大根、サツマ芋、 里芋 [中央]シークワーサー、キウイフルーツ [南部]サツマ芋、柿 [手賀沼周辺]栗

■小・中学校(提供した給食1週間分) 図 週学校保健課☎7191-

検出下限値未満

検出下限値未満

検出下限値未満

スペクトロメータ ゲーゲルマニウム半導体検出

検出下限値=使用する検査機 器で検出できる最小値のこ

N=Nal (TI)シンチレーション

品目・学校名・検査方法 自校調理13校、給食センター 検出下限値未満 ■保育園(提供した給食1週間分)
・問保育運営課☎7167-1137

などの詳しい内容は、市の ホームページに掲載してい ます。私立幼稚園の検査結 果も見ることができます